

一般社団法人日本老年歯科医学会 認定歯科衛生士専門審査制度規則施行細則
(2024年6月25日改正)

第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」という)認定歯科衛生士専門審査制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第8条1)に定める認定歯科衛生士(老年歯科)の専門審査申請のための研修条件を満たす施設は、次の1)あるいは2)～5)のすべてを具備した施設とする。

- 1) 本会認定医研修機関または専門医研修機関
- 2) 日本老年歯科医学会の会員である歯科医師の指導を受けられること
- 3) 高齢者に必要とされる歯科医療・保健指導等が継続的に行われ、1週間に診療あるいは指導する高齢者の症例数が概ね30症例以上であること
- 4) 本会に研究発表等の積極的な参加を行っていること
- 5) 高齢者の歯科医療・保健指導等に適した環境であること

第3条 規則第8条に基づく認定歯科衛生士(老年歯科)の専門審査申請のための認定研修は、研修単位で表し、次に定める各号により算定するものとする。専門審査申請のために必要な研修単位は46単位とする。

- 1) 細則第2条に該当する施設での高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する経歴
下記(2)を必ず含み14単位以上

- | | | |
|-------------|---------|-----|
| (1) 臨床経験 | 1年につき | 3単位 |
| (2) 症例・事例報告 | 1症例(事例) | 5単位 |

- 2) 本会が主催する学術大会または研修会等への出席

14単位以上を必要とする。なお、各研修単位は、日時、時間にかかわらず1回あたりのものとし、学術大会会期中に開催される本会歯科衛生士関連委員会シンポジウムに1回以上出席すること。

- | | | |
|-------------------------------------|--|-----|
| (1) 本会学術大会 | | 5単位 |
| (2) 本会主催および本会歯科衛生士関連委員会主催の各種研修会 | | 4単位 |
| (3) 学術大会会期中に開催される本会歯科衛生士関連委員会シンポジウム | | 4単位 |

- 3) 高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する発表

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)にかかわらず、14単位以上を必要とする。

- | | | |
|---------------------------|--|-----------|
| (1) 論文発表「老年歯科医学」 | | 筆頭著者 15単位 |
| | | 共著者 5単位 |
| 本会が認定した関連学会の学術雑誌 | | 筆頭著者 6単位 |
| | | 共著者 2単位 |
| (2) 学会発表(ポスター発表を含む)本会学術大会 | | 筆頭演者 10単位 |
| | | 共同演者 3単位 |
| 本会が認定した関連学会の学術大会 | | 筆頭演者 5単位 |
| | | 共同演者 2単位 |

第4条 規則第6条を満たし、専門審査の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を、認定歯科衛生士審査委員会(以下「認定審査委員会」という)に提出しなければならない。

- 1) 専門審査申請書(様式1)
- 2) 履歴書(様式2)
- 3) 社団法人日本歯科衛生士会会員歴証明書(様式3)

- 4) 研修証明書(様式 4)
- 5) 高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関連する症例・事例報告書(様式 5)
- 6) 本会学術大会、研修会等出席記録(様式 6)
- 7) 業績目録(様式 7)
- 8) 日本国歯科衛生士免許証(写し)
- 9) その他、委員会が審査に必要とする書類

第 5 条 規則第 10 条に基づく試験は、高齢者に必要とされる歯科医療・保険に関する活動報告のプレゼンテーション及び口頭試問によるものとする。

第 6 条 規則第 11 条に係る資格更新に係る派遣審査委員の選出については、認定審査委員会が行うものとする。

第 7 条 規則第 9 条に定める審査料は 10,000 円とする。

第 8 条 この細則は、歯科衛生士関連委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、2010 年 6 月 25 日から施行する。
- 2 この細則は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
- 3 この細則は、2014 年 12 月 11 日から施行する。
- 4 この細則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
- 5 この細則は、2019 年 3 月 13 日から施行する。
- 6 この細則は、2021 年 12 月 10 日から施行する。
- 7 この細則は、2024 年 6 月 25 日から施行する。

認定歯科衛生士(老年歯科)申請 認定研修に関わる関連学会一覧

- ※ 論文および学会での発表内容は、「高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する」業績に限る。
- ※ 下記以外の学会で、「高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する」業績がある場合は個別に審査する。
- ※ 学術論文は下記に限定されるものではなく、広く老年歯科医学に係る雑誌掲載論文を認める。

2024.6.25

歯科医師会関連	日本歯科医学会専門分科会	日本歯科医学会認定分科会	歯科衛生士関連学会 (歯科衛生士会含む)	歯科系学会	看護・介護・保健福祉関連	医科系学会
日本歯科医学会	歯科基礎医学会	日本口腔感染症学会	日本歯科衛生学会	日本咀嚼学会	日本看護協会日本看護学会	日本糖尿病学会
日本歯科医師会	日本歯科保存学会	日本歯科心身医学会	日本歯科衛生教育学会	日本歯食域下リハビリテーション学会	日本介護福祉学会	日本動脈硬化学会
都道府県歯科医師会	日本補綴歯科学会	日本臨床歯周病学会	都道府県歯科衛生士会	日本歯科技工学会	日本保健医摂行動科学会	日本高血圧学会
市区町村等歯科医師会	日本口腔外科学会	日本歯科審美学会	市区町村等歯科衛生士会	日本歯科人間ドック学会	日本健康教育学会	日本痛風・核酸代謝学会
	日本矯正歯科学会	日本顎口腔機能学会		日本口腔科学会	日本公衆衛生学会	日本肥満学会
	日本口腔衛生学会	日本歯科東洋医学会			日本栄養・食糧学会	日本人間ドック学会
	日本歯科理工学会	日本顎変形症学会			日本ケアマネジメント学会	日本老年医学会
	日本歯科放射線学会	日本顎顔面補綴学会			日本産業衛生学会	日本基礎老化学会
	日本小児歯科学会	日本顎咬合学会			日本衛生学会	日本老年精神医学会
	日本歯周病学会	日本磁気歯科学会			日本老年社会科学会	日本栄養治療学会
	日本歯科麻酔学会	日本小児口腔外科学会			日本老年看護学会	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会
	日本歯科医史学会	日本顎顔面インプラント学会				日本緩和医療学会
	日本歯科医療管理学会	日本外傷歯学会				日本在宅医学会
	日本歯科薬物療法学会	日本口腔診断学会				日本サルコペニアフレイル学会
	日本障害者歯科学会	日本口腔腫瘍学会				
	日本老年歯科医学会	日本口腔リハビリテーション学会	海外の学術団体・国際学会			
	日本歯科医学教育学会	日本口腔顔面痛学会				
	日本口腔インプラント学会	日本口腔検査学会	International Federation of Dental Hygienists	World Congress of Gerontology and Geriatrics		
	日本顎関節学会	日本口腔内科学会	International Association for Dental Research	Asia/Oceania Regional Congress of Gerontology and Geriatrics		
	日本臨床口腔病理学会	日本睡眠歯科学会	American academy of Periodontology	International Association for Disability and Oral Health		
	日本接着歯学会	日本デジタル歯科学会	Dysphagia Research Society	European Society for Swallowing Disorders		
	日本歯内療法学会					
	日本レーザー歯学会					
	日本スポーツ歯科医学会					
	日本有病者歯科医療学会					